

財政援助団体等監査公表

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年2月22日

天童市監査委員 奥山吉行

天童市監査委員 古澤義弘

記

1 監査の期間

令和5年12月22日～令和6年1月31日

2 監査の対象

令和4年度保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金に係る事務執行状況について（社会福祉法人 にこにこ子どもの家）

監 第 124 号
令和6年2月22日

天 童 市 長 様

天童市代表監査委員 奥山 吉行

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を、市監査基準に準拠して執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監査対象 令和4年度保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金に係る事務
執行状況
- 2 監査執行者 天童市監査委員 奥山 吉行
天童市監査委員 古澤 義弘
- 3 監査の日程及び監査方法
 - (1) 令和5年12月22日（金）～令和6年1月31日（水）
 - (2) 書面による監査
- 4 監査の着眼点 総務省実施要領及び全国都市監査委員会が定める「監査等の実務ガイドライン第3編第3章 監査等の着眼点」を参考にした。
- 5 主な実施内容 提出された資料に基づき、財務関係諸帳簿、その他関係書類の照合調査をするとともに、関係職員の説明を聴取する方法等により監査を実施した（抽出検査によるものもある）。
- 6 監査の結果 概ね適正である。